

佐賀県告示第四百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十二年十二月十四日

佐賀県知事 古 川 康

- 一 (一) 廃止年月日 平成二十一年十二月三十一日
- 二 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 有限会社千寿園
所在地 佐賀市北川副町大字光法一五九三番地一
- 三 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 デイサービス系さん家
所在地 佐賀市北川副町大字光法一三三六番地
サービスの種類 通所介護及び介護予防通所介護
- 二 (一) 廃止年月日 平成二十二年三月三十一日
- 三 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 上峰町
所在地 三養基郡上峰町大字坊所三八三番地一
- 三 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 上峰町地域包括支援センター
所在地 三養基郡上峰町大字坊所三八三番地一
サービスの種類 介護予防支援事業
- 三 (一) 廃止年月日 平成二十二年三月三十一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人上峰町社会福祉協議会

所在地 三養基郡上峰町大字前牟田一〇七番地二

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 上峰町社協居宅介護支援事業所

所在地 三養基郡上峰町大字前牟田一〇七番地二

サービスの種類 居宅介護支援事業